

## 西宮市における空き家等対策の包括的連携に関する協定書

西宮市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人兵庫空き家相談センター（以下「乙」という。）は、西宮市における空き家等の対策を進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携と協力をするることにより、西宮市内の空き家等の対策を進め、市民生活への影響を及ぼしている老朽危険空き家等の改善と、空き家等の予防保全に向けて取り組み、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを一層推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第2条第1項に定める空家等をいう。
- (2) 老朽危険空き家等 空家法第2条第2項に定める特定空家等、及び空き家条例第2条第2項に定める危険空き家等をいう。
- (3) 所有者等 空き家等の所有者または管理者をいう。

### （連携・協力事業）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号について相互に連携及び協力をする。

- (1) 所有者等に対する広報・啓発に関すること。
- (2) 老朽危険空き家等の発生防止のための広報・啓発に関すること。
- (3) 空き家等の法律相談に関すること。
- (4) 空き家等の登記相談に関すること。
- (5) 空き家等の賃貸・売買等利活用相談に関すること。
- (6) 空き家等の修繕・解体・維持管理相談に関すること。
- (7) 空き家等の対策に必要な情報の共有に関すること。
- (8) 前号各号に掲げるもののほか、空き家等の対策に必要な事項に関すること。

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、前条第1号及び2号に規定する広報・啓発の実施にあたって、甲が主催するものにあつては、会場の確保及び実施についての広報・宣伝を行うものとする。

2 甲は、前条第1号及び第2号に規定する啓発の実施にあたって、乙が主催する

ものにあつては、その事業を後援し、必要に応じて職員を派遣する他、必要な支援を行うものとする。

- 3 甲は、前条第3号から第6号に規定する事項について所有者等から相談を受けた時は、所有者等の同意を得て、乙に必要な情報を提供し、紹介を行うものとする。
- 4 甲は、前項で紹介した相談の状況について、必要に応じて乙に確認を行うことができる。
- 5 甲は、前条第7号に規定する情報の共有は、乙と必要に応じて適宜、法令等に抵触しない限りにおいて行う。

#### (乙が行う業務)

- 第5条 乙は、第3条第1号及び第2号に規定する広報・啓発事業の実施にあつて、乙が主催するものにあつては、会場の確保及び実施についての広報・宣伝を行うものとする。
- 2 乙は、第3条第1号及び第2号に規定する啓発事業の実施にあつて、甲が主催するものにあつては、その構成員から対応する者を選任、派遣するほか必要な業務を行うものとする。
  - 3 乙は、前条第3項により甲から所有者等を紹介されたときは、所有者等からの相談に誠実に応じるものとする
  - 4 乙は、前条第3号から第6号に規定する事項及び前項に規定する相談の状況について、定期的に甲に報告するものとする。
  - 5 乙は、第3条第7号に規定する情報の共有において、甲と必要に応じて適宜、法令等に抵触しない限りにおいて行う。

#### (暴力団排除)

- 第6条 乙および乙の会員は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第2条第1号から第3号のいずれにも該当しないことを確約すること。

#### (苦情又は紛争の処理)

- 第7条 この協定書に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、第3条第3号から第6号に規定する事項については、乙の責任において処理するものとする。

#### (守秘義務)

- 第8条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に漏洩又は第3条に規定する事業の利用目的以外の目的のために利用してはならない。
- 2 前項に定める義務は、この協定の有効期間終了後又は解除後も同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれかからも本協定に関し解除の申し出がないときは、満了の翌日から更に1年間協定を継続することとし、以後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第10条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。  
2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めたときは、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。期間途中で本協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに甲及び乙のいずれかが申し出を行うものとする。

(疑義の決定)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月4日

甲 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市  
市長 石井 登志郎

乙 兵庫県宝塚市栄町2丁目1番2号 ソリオ2 3階  
特定非営利活動法人 兵庫空き家相談センター  
理事長 橋詰 慎